徳島県選挙管理委員会告示第九十八号

項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有す散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一 て得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 る者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項の規定による県議会の解

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、八〇六人